

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 16 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵子
 同 小 島 健 一
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 4 年 8 月 19 日（神奈川県公報定期第 335 号）神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項のうち教育委員会を除く 19 か所に係る 26 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県統計センター	令和 4 年 3 月 2 日（令和 3 年 12 月 2 日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、統計調査員等への報酬に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、515,635 円並びに市県民税 1 件、15,100 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、経理事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内掲示のカレンダー及びグループウェアのスケジュールに納付日等を記載し、職員間での情報共有と注意喚起を行い、進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県神奈川県税事務所	令和 4 年 3 月 15 日（令和 4 年 1 月 26 日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 1 件、70,600 円（本税）あった。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務

		<p>その結果、上記の課税誤り1件、70,600円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。</p>	<p>局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料収集時に使用する調査票にマンション敷地の権利の種類（所有権、地上権、賃借権）を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>なお、令和4年度税制改正により、令和5年4月からは、法務局から不動産取得税の課税資料となる登記情報の電子データが提供されることから、このデータのうち所有権が移転しているもののみを抽出し税務システムに取り込むことで誤った課税資料の収集の防止を図っていく。</p>
神奈川県戸塚県税事務所	令和4年3月16日（令和4年2月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円（本税）あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り5件、147,200円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料収集時に使用する調査票にマンション敷地の権利の種類（所有権、地上権、賃借権）を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>なお、令和4年度税制改正により、令和5年4月からは、法務局から不動産取得税の課税資料となる登記情報の電子データが提供されることから、このデータのうち所有権が移転しているもののみを抽出し税務システムに取り込むことで誤った課税資料の収集の防止を図っていく。</p>
神奈川県川崎県税事務所	令和4年4月28日（令和4年3月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確</p>

		<p>得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、55,200円（本税）あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤り1件、55,200円（本税）の返還に当たり、遅延損害金が41,694円発生していた。</p>	<p>認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料収集時に使用する調査票にマンション敷地の権利の種類（所有権、地上権、賃借権）を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>なお、令和4年度税制改正により、令和5年4月からは、法務局から不動産取得税の課税資料となる登記情報の電子データが提供されることから、このデータのうち所有権が移転しているもののみを抽出し税務システムに取り込むことで誤った課税資料の収集の防止を図っていく。</p>
神奈川県平塚県税事務所	令和4年1月27日（令和3年12月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を誤っているものがあった。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、個人事業税の課税に係る資料の確認が不十分であったことによるものであり、過大に徴収した税額については、令和4年1月31日に減額決定を行い、同年2月21日に還付を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、課税に係る資料について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(3) 国際文化観光局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県パスポートセンター	令和4年2月1日（令和3年12月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約（契約総額548,635,023円、契約期間：令和2年7月1日から令和5年3月31日まで）について、長期継続契約であ</p>	<p>不適切事項については、契約締結過程において契約書案の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年2月18日付けで当該条項を付す変更契約を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがない</p>

		るにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。	よう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	---

(4) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和4年3月22日（令和4年2月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額85,953円のうち22,330円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による現地確認体制を確保するとともに、電柱管理業者への定期的な確認を実施することをマニュアル化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県湘南家畜保健衛生所	令和4年4月28日（令和4年3月22日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、保冷庫等の物品の賃貸借契約2件（契約総額計1,360,260円、契約期間：令和3年9月1日から令和9年8月31日まで及び令和3年9月1日から令和8年8月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の共架電線に係る使用料1,320円が徴収不足であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、条項の必要性は認識していたものの、契約書の作成過程で記載漏れがあった上に、所属としてチェック体制が不十分であったことによるものであり、令和4年4月25日に条項の追加について変更契約を行った。 今後は、このようなことがないよう、契約書等の文書確認の徹底について所内に指示、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年3月30日に使用許可を行い、徴収不足分については同年9月12日に収入した。 今後は、このようなことがな

			いよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、電柱管理業者への定期的な確認を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--

(5) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	令和4年4月26日（令和4年3月22日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 庶務事務において、令和3年8月分報酬（2名分、236,046円）について、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和3年9月16日に支給すべきところ、同年10月15日に支給していた。</p> <p>2 事務事業の執行において、令和3年8月4日付けで採用した会計年度任用職員2名について、採用に当たり、第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき採用書及び任用条件通知書を交付し、任用条件を明示しなければならないところ、両名に対する上記文書の交付を同年9月30日及び同年10月15日に行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 庶務事務については、雇用伺の決裁後に庶務事務システムへの登録等の手続を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、相談部門は雇用伺の決裁が完了した旨を管理部門へ伝えるよう所内で統一するなど、相談部門と管理部門での連絡を密に行うことで、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 事務事業の執行については、雇用伺の決裁後に庶務事務システムへの登録等の手続を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、相談部門は雇用伺の決裁が完了した旨を管理部門へ伝えるよう所内で統一するなど、相談部門と管理部門での連絡を密に行うことで、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和4年4月1日（令和4年2月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>事務事業の執行において、令和3年度思春期保健研究会・講演会に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者（1名）から徴取する際、当該依頼書に不要な個人情報（生年月日）を記載</p>	<p>不適切事項については、神奈川県個人情報保護条例の規定の認識が不十分であり、決裁過程におけるチェック機能も十分に働かなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、不要な個人情報の記載項目</p>

		させていた。	のない、統一した口座振込申出書を新たに作成し、所属職員へ周知するとともに、支出の決裁過程等において、個人情報の収集が適切に行われているか、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--------	---

(7) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県計量検定所	令和4年4月28日（令和3年12月2日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円の執行に当たり、「(節)補償、補填及び賠償金」とすべきところ、「(節)需用費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年3月25日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計事務の手引等により執行科目についての理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、タクシーメーター装置検査をマニュアルどおりに実施しなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、検査員にマニュアルに定められた確認を行うことの重要性について繰り返し共有し、徹底することにより、再発防止を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(8) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	令和4年3月9日（令和3年12月23日、同月24日及び同月27日職員	<p>(不適切事項)</p> <p>1 工事事務において、令和3年度公園整備工事（県単）その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、変更設計書に用いる数量調書の作成に</p>

	調査)	<p>たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額(5,610,000円)が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(5,385,600円)が84,700円過大であった。</p> <p>2 物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点(価格計187,990円)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>において、機械を据え付けるための足場の種類を変更した結果、運搬する重量も連動して変更すべきところこれを失念したこと及び積算結果の複数職員による確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本事案の設計を担当する工務部職員に周知するとともに、数量調書に注意事項を明記することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、担当者の物品管理業務に係る認識不足及び当該業務の遂行をチェックする体制が十分機能していなかったことによるものであり、令和4年4月1日に借用物品台帳への記録及び借用物品管理票の作成を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を徹底することにより再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和4年2月17日(令和4年2月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和3年度都市公園整備工事(公共)その3令和3年度公園整備工事(県単)その10合併4号便所改築基本・実施設計業務委託(契約額2,098,800円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	<p>不適切事項については、再度入札の不調による随意契約の方法の理解が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、再度入札の不調により随意契約を締結する場合は、神奈川県財務規則運用通知に則った対応を行うことを所内で周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和4年2月17日(令和4年2月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、庁用自動車の法定点検業務代(12か月)1件、14,883円について、政府契約の支払	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによる</p>

		<p>遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 工事事務において、令和2年度砂防関係事業調査業務委託公共（その24）令和3年度砂防関係事業調査業務委託公共（その2）合併（契約額20,290,600円）の設計額の積算に当たり、旅費交通費、電子成果品作成費及びその他原価の算定を誤ったため、設計額（20,361,000円）が66,000円過大であった。</p>	<p>ものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計管理システムによる未処理案件の確認を起案者が週1回以上行くとともに、出納員決裁後には起案者以外の職員が同様の確認をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、担当者及び検算者による設計積算書の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、「設計図書の審査に係るチェックリスト」を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	---

(9) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	令和4年1月28日（令和3年12月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料1件、27,720円について、調定が3月を超えて遅れていた。	<p>不適切事項については、年度当初に速やかに調定すべき行政資産使用料について、調定期限の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、使用許可に係る収入事務についてチェックリストを作成し、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁津久井水道営業所	令和4年2月25日（令和4年1月13日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料8件、46,906円について、調定が3月を超えて遅れていた。	<p>不適切事項については、年度当初に速やかに調定すべき行政財産使用料について、所属内で調定期限の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、行政資産使用料の調定期限について、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>神奈川県企業 庁鎌倉水道営 業所</p>	<p>令和4年4月 7日（令和4 年2月21日及 び同月22日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 工事事務において、企鎌第 14号逗子市久木8丁目10番付 近配水管改良工事の変更設計 額の積算に当たり、既設水道 管等の撤去材を有価処分する ための運搬費について、運搬 費を割増しなすとすべきところ、誤って運搬費を割増しし て積算していたため、変更後 の設計額（44,011,000円）が 11,000円過大であった。その 結果、変更後の契約額 （40,469,000円）が9,900円過 大であった。</p>	<p>不適切事項については、変更設 計書作成過程において、設計担当 者の確認及び検算者のチェックが 不十分であったことによるもので ある。 今後は、このようなことがない よう、工事積算等の手順及び特記 事項を記載したマニュアルの確認 を怠らないよう注意・徹底すると ともに、複数の職員による確認体 制の強化を図ることにより、適正 な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業 庁厚木水道営 業所</p>	<p>令和4年4月 25日（令和4 年1月19日及 び同月20日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 1 支出事務において、道路 掘削許可に係る路面復旧監 督事務費1件、4,200円につ いて、納付期限までに支払 を行っていなかった。 2 工事事務において、企厚 第106号伊勢原市串橋209番 地付近配水管改良工事（概 数設計）の変更設計額の積 算に当たり、舗装復旧にお ける区画線工について、追 加設置した14m分の区画線 の費用を計上すべきところ、これを計上しなかった ため、変更後の設計額 （48,114,000円）が22,000 円過小であった。その結 果、変更後の契約額 （44,233,200円）が19,800 円過小であった。</p>	<p>不適切事項については、次のと おり措置した。 1 支出事務については、納付期 限の管理や複数職員による確認 が不十分であったことによるも のである。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員が定期的に 進行管理表で納付期限を確認す ることにより、適正な事務執行 に努めることとした。 2 工事事務については、変更設 計額の積算に当たり、舗装復旧 における区画線工のうち、追加 設置した14m分の区画線の計上 を担当者が失念したことによる ものである。 今後は、このようなことがない よう、課内で設計積算チェッ クリストの注意点について情報 共有を図るとともに、同リスト の区画線工の確認事項を強調 し、設計者及び検算者の確認の 強化を図ることにより、適正な 事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業 庁酒匂川水系 ダム管理事務 所</p>	<p>令和4年2月 8日（令和3 年12月20日及 び同月21日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 1 支出事務において、令和 2年度酒系第602号山北町洒 水の滝遊歩道等整備工事 （その2）に係る工事請負</p>	<p>不適切事項については、次のと おり措置した。 1 支出事務については、進行管 理が不十分であったことによる</p>

		<p>契約（契約額203,381,200円）の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事（公共）（契約額540,568,600円）について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月15日までに変更契約を締結すべきところ、同月31日に変更契約を締結していた。</p>	<p>ものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、必ず複数職員による確認を行うとともに、請求書を受理した時点で支払期限が早い案件に表示を行い、漏れ・誤認等が発生しないようにすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所内会議において業務の進行状況を把握するとともに、各設計課においても徹底した進行管理を図ることとし、併せて、契約担当者は、一覧表により進行状況の把握を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	--